Deloitte.
デロイト トーマツ

国際税務

QI/FATCA/CRS/CARF 関連情報

日本の証券会社用の QI KYC ルールを改訂

デロイト トーマツ税理士法人　GIR（Global Information Reporting）

2026 年 10 月 1 日号

2026 年 9 月に米国内国歳入庁（Internal Revenue Service：以下「IRS」）は、適格仲介人（Qualified Intermediary：以下「QI」）である日本の証券会社用の KYC ルール（Know-Your-Customer Rule）の改訂版を公表した。（日本の証券会社用 KYC ルール（2026 年 9 月改訂版）（IRS ウェブサイト（英語））

本ニュースレターでは、2026 年 9 月に公表された証券会社用 KYC ルール改訂版について概要を記す。

1. KYC ルール

「KYC ルール」とは、QI 契約書の付表に明記される関連法規、規則、規定、実務上の手順等のことであり、QI の顧客を確認するために QI が取得しなければならない顧客書類に関する諸規定を指す。

日本の場合は以下三つの KYC ルールが IRS に承認されており、IRS のウェブサイトにて掲示されている。日本の金融機関は、三つのうち該当する KYC ルールを適用し、QI 制度に基づく顧客の本人確認書類とする。なお、信託銀行用は 2014 年 3 月改訂されており、投信会社用については改訂がなされていない。QI 資格取得のための QI 申請時に申請した KYC ルールが適用されることから、例えば、信託銀行用 KYC ルールの適用を申請した信託銀行等は、他の KYC ルールを適用する事ができない。

- 信託銀行用 KYC ルール
- 証券会社用 KYC ルール
- 投信会社用 KYC ルール

2. 法律及び規定

証券会社用 KYC ルールは、2016 年 3 月改訂版以降、2024 年 3 月と 2026 年 9 月に改訂されている。そこでは以下の法律及び規定に準じて、QI が口座開設者及び所有者の本人確認書類を入手するよう定められている。

(i)　日本証券業協会（JSDA）定款・諸規定

(ii)　犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条及び第 8 条、並びに同施行規則第 6 条及び第 7 条

(iii)　出入国管理及び難民認定法附則第 15 条

3. 新たに使用が認められた本人確認書類 - 2026 年 9 月改訂版

上記の法律及び規定変更に基づき、2026 年 9 月改訂版では個人用の本人確認書類として認められていた各種健康保険証が各種資格確認書へと改訂された。

2024 年 3 月改訂版	2026 年 9 月改訂版
日本の健康保険制度に基づき発行される各種健康保険証	日本の健康保険制度に基づき発行される各種資格確認書

➢ 船員保険被保険者証	➢ 船員保険資格確認書
➢ 各種共済組合員証	➢ 各種共済組合員証資格確認書
➢ 国民健康保険被保険者証	➢ 国民健康保険資格確認書
➢ 健康保険被保険者証	➢ 健康保険資格確認書
➢ 後期高齢者医療者被保険者証	➢ 後期高齢者医療制度資格確認書

さらに、顧客自身が口座開設に立ち会わない場合、若しくは、既存の口座に対して、間接的に新しい書類を提供する場合の手続について、本人確認書類の写しを入手する方法として以下が追加された。

➢ カード代替電磁的記録、電子証明書、又は本人確認書類からの IC チップ情報の読み取りなどオンラインで完結できる方法

4. QI 定期的宣誓における KYC ルール改訂の取扱い

3 年に一度実施される QI 定期的宣誓においては、直近の宣誓期間について、QI 契約のセクション 11.04(A)、(D)又は(E)に規定される大幅な状況の変化が特定された場合、宣誓時にその内容について説明する必要がある。このうち、QI 契約セクション 11.04 (D)は、適用される KYC ルール及び手続における重要な変更に関する規定となる。この点について IRS に照会したところ、IRS により既に更新、公表されている今回の 2024 年 3 月改訂版及び 2026 年 9 月改訂版の KYC ルールについては、QI 契約セクション 11.04 (D)にいう大幅な状況の変化には該当しないとの回答が得られた。

おわりに

今回の 2026 年 9 月改訂版では、日本の健康保険制度に基づき発行される各種資格確認書が、日本の証券会社用 KYC ルールとして IRS に正式に認められた。これは、QI である証券会社にとって実務上朗報といえる改訂となった。仮にこれらの書類が認められていなかった場合には、米国財務省規則§1.1441-6 に基づく証拠書類として 3 年ごとの再徴求が必要であった。

デロイト トーマツ税理士法人では、QI、FATCA、CRS、CARF 及び米国税務に関して専門チームを有し、常に最新情報を入手の上、多数の金融機関にサービスを提供している。今回のニュースレターでご案内した内容のほか、制度内容・法令等でもご不明な点等があれば、ご相談いただきたい。

Any tax advice included in this written or electronic communication was not intended or written to be used, and it cannot be used by the taxpayer, for the purpose of avoiding any penalties that may be imposed by any governmental taxing authority or agency.

過去のニュースレター
過去に発行されたニュースレターは、下記のウェブサイトをご覧ください。
www.deloitte.com/jp/tax/nl/us

お問い合わせ

米国税務及び QI/FATCA、OECD CRS に関するお問い合わせは、下記の担当者までご連絡ください。

デロイト トーマツ税理士法人 東京事務所 米国税務サービス		
パートナー	前田　幸作	kosaku.maeda@tohmatsu.co.jp
ディレクター	秋葉　奈緒子	naoko.akiba@tohmatsu.co.jp
ディレクター	高島　憲一	kenichi.takashima@tohmatsu.co.jp
シニアマネジャー	津﨑　祐美	yutsuzaki@tohmatsu.co.jp
マネジャー	榎本　純子	junko1.enomoto@tohmatsu.co.jp
マネジャー	渡邊　美穂子	mihoko.watanabe@tohmatsu.co.jp
マネジャー	添田　みほ子	mihoko.soeda@tohmatsu.co.jp
所在地	〒100-8362 東京都千代田区丸の内三丁目 2 番 3 号 丸の内二重橋ビルディング	
Tel	03-6213-3800（代）	
email	tax.cs@tohmatsu.co.jp	
会社概要	www.deloitte.com/jp/tax	
税務サービス	www.deloitte.com/jp/tax-services	

デロイト トーマツ グループは、日本におけるデロイト アジア パシフィック リミテッドおよびデロイトネットワークのメンバーである合同会社デロイト トーマツ グループならびにそのグループ法人（有限責任監査法人トーマツ、合同会社デロイト トーマツ、デロイト トーマツ税理士法人および DT 弁護士法人を含む）の総称です。デロイト トーマツ グループは、日本で最大級のプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従いプロフェッショナルサービスを提供しています。また、国内 30 都市に 2 万人超の専門家を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイト トーマツ グループ Web サイト、www.deloitte.com/jp をご覧ください。

Deloitte（デロイト）とは、Deloitte Touche Tohmatsu Limited（“Deloitte Global”）、そのグローバルネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびそれらの関係法人（総称して“デロイトネットワーク”）のひとつまたは複数を指します。Deloitte Global ならびに各メンバーファームおよび関係法人はそれぞれ法的に独立した別個の組織体であり、第三者に関して相互に義務を課しまたは拘束させることはありません。Deloitte Global およびその各メンバーファームならびに関係法人は、自らの作為および不作為についてのみ責任を負い、互いに他のファームまたは関係法人の作為および不作為について責任を負うものではありません。Deloitte Global はクライアントへのサービス提供を行いません。詳細は www.deloitte.com/jp/about をご覧ください。
デロイト アジア パシフィック リミテッドは保証有限責任会社であり、Deloitte Global のメンバーファームです。デロイト アジア パシフィック リミテッドのメンバーおよびそれらの関係法人は、それぞれ法的に独立した別個の組織体であり、アジア パシフィックにおける 100 を超える都市（オークランド、バンコク、北京、ベンガルール、ハノイ、香港、ジャカルタ、クアラルンプール、マニラ、メルボルン、ムンバイ、ニューデリー、大阪、ソウル、上海、シンガポール、シドニー、台北、東京を含む）にてサービスを提供しています。

Deloitte（デロイト）は、最先端のプロフェッショナルサービスを、Fortune Global 500®の約 9 割の企業や多数のプライベート（非公開）企業を含むクライアントに提供しています。デロイトは、資本市場に対する社会的な信頼を高め、クライアントの変革と繁栄を促進することで、計測可能で継続性のある成果をもたらすプロフェッショナルの集団です。デロイトは、創設以来 180 年の歴史を有し、150 を超える国・地域にわたって活動を展開しています。“Making an impact that matters”をパーパス（存在理由）として標榜するデロイトの約 46 万人の人材の活動の詳細については、www.deloitte.com をご覧ください。

本資料は、関連税法及びその他の有効な典拠に従い、例示の事例についての現時点における一般的な解釈について述べたものです。デロイトネットワークは、本資料により専門的アドバイス又はサービスを提供するものではありません。貴社の財務又は事業に影響を及ぼす可能性のある一切の決定又は行為を行う前に、必ず資格のある専門家のアドバイスを受ける必要があります。また本資料中における意見にわたる部分は筆者の私見であり、デロイトネットワークの公式見解ではありません。デロイトネットワークの各法人は、本資料に依拠することにより利用者が被った損失について一切責任を負わないものとします。

Member of
Deloitte Touche Tohmatsu Limited

© 2026. For information, contact Deloitte Tohmatsu Group.

IS 669126 / ISO 27001

BCMS 764479 / ISO 22301